

9月は『職場の健康診断実施強化月間』です

第64回全国労働衛生週間が10月1日から7日まで実施され、9月1日から30日まではその準備期間とされています。

厚生労働省では、この9月を全国労働衛生週間準備期間と合わせ、『**職場の健康診断実施強化月間**』と位置づけ、健康診断の実施及び事後措置の徹底等について集中的・重点的な指導を実施することとしております。

重点事項

(1)健康診断の実施徹底

- 【1】労働者が健康で働き続けるためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、適切な健康管理を行うことが不可欠です。
- 【2】常時使用する労働者の[定期健康診断実施](#)は事業者の義務です。

(2)健康診断実施後の事後措置の徹底

- 【1】健康診断実施結果に基づき事後措置を行うことが重要です。
- 【2】異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

(3)労働者50人未満の事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の推進

- 【1】[地域産業保健センター](#)では保健指導、健康相談などの産業保健サービスを無料で提供しています。
- 【2】那覇、中部、北部、宮古、八重山各地域にセンターがあります。

(4)[健康診断結果の提供](#)（裏面参照）

- 【1】医療保険者（協会けんぽ等）から健康診断に関する記録の写しを求められた場合はその記録の写しを提供しなければなりません。
- 【2】提供に個人情報保護法上の問題はありません。

今年度においては、去る6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいて目標として掲げられている「健康診断受診率の向上」の達成のため、厚生労働省では本年9月の健康増進普及月間に、健康診断受診率の向上に向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することとしています。

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

地域産業保健センターを利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、都道府県ごとに地域産業保健センターが設けられ、以下の小規模事業場の事業者や、そこで働く人を対象として以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

- ア 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- イ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ウ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- エ 長時間労働者に対する面接指導

<お願い>

医療保険者から求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。（提供は、個人情報保護法上の問題はありませぬ（注））

医療保険者は、加入者が、労働安全衛生法の健康診断を受けた場合または受けることができる場合は、特定健康診査の全部または一部を行ったものとして提供することができることとなっており、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができます。また、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。（高齢者医療確保法第 21 条第 1 項、第 27 条第 2 項及び第 3 項）

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

沖縄労働局労働基準部健康安全課：電話 098 - 868 - 4402